別表第５（第３条関係）

２　部分型耐震化補助

　(３)　シェルター型工事費補助

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の対象となる者 | 次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族  １　市内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のもの)を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者  (１)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  (２)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  (３)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  ２　所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以下の者  ３　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者  ４　同じ世帯に属する全てのものが市税を滞納していない者 |
| 補助事業の対象となる経費 | 補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第１項及び第３項に定める住宅をいう。以下同じ。）におけるシェルターの設置工事（シェルター型工事）に要する経費（総額が10万円以上のものに限る。） |
| 補助率 | 定額 |
| 補助金の額 | |  |  | | --- | --- | | 区　分 | 補助金額 | | １　高齢者のみが居住する住宅に設置する場合 | 補助事業の対象となる経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は、補助事業の対象となる経費と100万円でいずれか低い額とする。 | | ２　１以外の場合 | 補助事業の対象となる経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円とする。 | | ※　補助額10万円の場合、県補助事業上の区分は「防災ベッド等設置助成事業」 | | |
| 適用除外する事項 | － |
| その他の  事項 | － |